



年末年始の休日について

本年末から来年にかけての休日（閉庁日）を次のとおりお知らせします。

●役場本庁舎、衛生センター（し尿処理）

◇期 間 令和元年12月28日（土）～令和2年1月5日（日）

※役場本庁舎においては、死亡届、婚姻届、出生届等は日直の職員が受領しますが、届出の内容に不備があるときは、受理日が変わることがありますので御了承ください。

●環境センター（ごみ収集）

◇期 間 令和元年12月28日（土）～12月29日（日）、12月31日（火）～令和2年1月3日（金）、1月5日（日）

※令和元年12月30日（月）と令和2年1月4日（土）に限り、ごみの持込みを受け付けます。受付時間は、8：45～11：30、13：10～16：00です。受付時間内の持込みに御協力ください。

●中央公民館、リフレッシュセンター、各コミュニティセンター、図書館「プチ・ソフィア」、文化福祉会館「まいん」

◇期 間 令和元年12月29日（日）～令和2年1月3日（金）

●斎 場

◇期 間 令和2年1月1日（水）～1月3日（金）

令和2年大子町成人のつどい を開催します

●日 時 令和2年1月12日（日）

11：00開式

●場 所 文化福祉会館「まいん」

文化ホール

●対象者 平成27年3月に大子町立の中学校を卒業した方及び大子町在住の平成11年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方

●内 容 式典

記念撮影及びアトラクション

●その他 対象者には既に案内状を送付しましたが、まだ届いていない方はお問い合わせください。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当
Tel 72-1148

令和2年消防出初め式を行います

大子町消防団では、令和2年1月13日（月）に、文化福祉会館「まいん」において、令和2年消防出初め式を行います。

当日、午前7時に大子町全域にサイレンが鳴りますので、火災と間違わないでください。

また、車両パレードと消防団員等の行進のため、次のとおり通行止めとなります。

・駅前通り 10：55～11：35

・松沼橋 11：15～12：10

パレード終了後、消防団による一斉放水を行う予定です。

問合せ 消防本部警防課 Tel 72-0119



家屋の取得又は解体した場合の手続について

●家屋を新築又は増築した場合

家屋を新築又は増築した場合は、工事終了後、税務課まで御連絡ください。訪問日を御相談の上、職員が家屋調査に伺います。

●家屋を解体した場合

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で所有している家屋に対して課税されます。家屋を解体した場合は、解体したことが分かる領収証等を持参の上、税務課まで滅失届を提出してください。なお、職員が解体を確認したものや、建物滅失登記が済んでいる場合は、滅失届の提出は不要です。

●令和元年台風第19号関連

令和元年台風第19号の影響により、家屋を解体又は流失した場合も、滅失届の提出が原則必要になりますので、税務課まで御連絡ください。

問合せ 税務課 Tel 7 2 - 1 1 1 6

施設の指定管理者を募集します

指定管理者制度により管理運営をしている町所有の施設が、令和2年3月31日をもって指定期間満了となりますので、次の施設の指定管理者を公募します。

●施設名 大子町営宿泊施設「福寿荘」

- 業務内容
- ・施設の維持及び管理運営に関する業務
 - ・施設の利用に関する業務
 - ・誘客促進に関する業務
 - ・その他施設の管理運営上必要な業務

※施設の利用料金は、全て指定管理者の収入となり、その収入で管理運営の全てを行ってまいります。

●指定期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）

●応募資格 町内に所在する施設管理業務が可能な法人、その他の団体

●応募期間 12月5日（木）から12月18日（水）午後3時までに、観光商工課に備え付けてある大子町営宿泊施設福寿荘指定管理者募集要項に基づき応募してください。

応募・問合せ 観光商工課 Tel 7 2 - 1 1 3 8

大子広域公園オートキャンプ場 「グリーンヴィラ」臨時職員を募集します

- 業務内容 フロント、売店管理等
●募集人員 2人
●期 間 令和元年12月～
●そ の 他

受付やお問合せは、水曜日を除く午前10時から午後5時までに次の問合せ先まで御連絡ください。

問合せ

大子広域公園オートキャンプ場「グリーンヴィラ」
Tel 7 9 - 0 0 3 1

電気ストーブ火災に注意しましょう

電気ストーブは、火を直接の熱源としないため安心しがちですが、高温の発熱体が露出している形態が多く、誤った使用をすると火災につながる危険性があります。電気ストーブを使用する際には安全に使用しましょう。

●電気ストーブ火災を防ぐポイント

- ・電気ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ・電気ストーブの近くに燃えやすいものやスプレー缶を置かない。
- ・外出や就寝前には必ず電源を切る。
- ・使用しない時は、必ず電源プラグを抜く。

問合せ 消防本部予防課 Tel 7 2 - 0 1 1 9

集団健診のお知らせ

台風被害のため延期していた集団健診の日程が決まりましたのでお知らせします。また、今年度、健診を受けていない方（未受診者）のための健診も実施します。健康管理のために、健診を受診しましょう！

※初日の1月24日（金）と1月26日（日）は、大変混雑することが予想されます。できる限り、対象地区の日程で健診を受けるようお願いいたします。

実施日	受付時間	対象地区	場 所
1月24日（金）	10:00～11:30 13:00～14:30	上岡・太子（近町・長岡）	保健センター
1月26日（日）	10:00～11:30 13:00～14:30	太子（愛宕町・本町・栄町）	
1月27日（月）	10:00～11:30 13:00～14:30	太子（小久慈・泉町・金町）	
1月30日（木）	10:00～11:30 13:00～14:30	未受診者	
1月31日（金）	10:00～11:30 13:00～14:30	未受診者	

※健康づくりポイント対象事業です。健康づくりポイントカードをお持ちの方は、ポイントカードを御持参ください。

▽40歳以上74歳以下で国民健康保険に加入している方

町から交付された受診券、保険証をお持ちください。

▽40歳以上74歳以下で社会保険に加入している被扶養者の方

医療保険者（保険証発行先）発行の受診券、保険証をお持ちください。医療保険者によっては、健診実施場所の指定がありますので御注意ください。

▽75歳以上の方及び65歳以上で後期高齢者広域連合に加入している方

80歳以下の方及び昨年度健診を受けた方に受診券を交付しています。受診券をお持ちください。81歳以上で、新たに健診を希望する方は、事前に健康増進課にお申し込みください。

▽39歳以下の方及び生活保護世帯の方

昨年度健診を受けた方に受診券を交付しています。新たに受診を希望する方は、事前に健康増進課にお申し込みください。

※対象年齢の基準日は、令和2年3月31日です。高齢者健康診査の対象年齢の基準日は、75歳の誕生日を迎えた日です。

※町の助成を利用して人間ドックを受けた方及び医療機関で特定健診、高齢者健診を受けた方は、重複受診はできませんので御注意ください。重複受診をした場合には、健診料金を徴収します。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

第28回サタデー耐寒ナイトハイキングを開催します

「大寒」の夜、歩いて寒さを「耐寒」しませんか？町内外を問わず皆さんの参加をお待ちしています。

- 日 時 令和2年1月18日（土）17:10～ ※悪天候の場合は中止となります。
- 集合場所 JR常陸太子駅前
- コ ー ス 約10km（下野宮駅～味処格さん手前左折～中央公民館）
- 参加資格 全行程を完歩できる方。ただし小学3年生以下は保護者同伴とします。
- 参 加 費 大人200円 子ども（小学6年生以下）100円 ※当日徴収します。
- 募集人数 250人（先着順）
- 申 込 み 令和2年1月10日（金）までに中央公民館内 太子町青少年育成町民会議太子地区会議事務局へお申し込みください。
※中央公民館窓口へお越しいただくか、電話にてお申し込みください。
- そ の 他
 - ・懐中電灯等の照明を各自持参願います。
 - ・太子地区女性の会の協力による豚汁のサービスがあります。
 - ・「寒歩証」交付時に「お楽しみ賞品」が当たる抽選を行います。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

令和元年 介護用品購入費助成事業について

- 受付期間 令和2年1月10日（金）まで（土日・祝日、年末年始を除く。）8：30～17：15
- 必要書類
 - (1) 介護用品購入費助成事業申請書（窓口備付）
 - (2) 領収書 ※平成31年4月1日から令和元年12月31日までのもの
※領収日、対象となる介護用品の明細、販売店名があるもの
 - (3) 申請者名義の金融機関口座通帳
 - (4) 認印
 - (5) 介護保険被保険者証、障害者手帳など（上限額判定のため、確認します。）
- 対象者
 - 町内に住所を有し、かつ、介護保険施設（※）に入所していない方で、次のどちらかに該当する方
 - ・65歳以上の方
 - ・65歳未満の方で
 - ①要介護（要支援）認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
 - ③指定難病の方（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいた難病の方）
 - ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
（ただし、これらの施設から医療機関へ一時入院中に購入した介護用品は対象）
- 対象となる介護用品
 - ①紙おむつ ②尿とりパット（軽失禁用は除く。） ③使い捨て手袋
 - ④清しき剤 ⑤ドライシャンプー ⑥おしりふきタオル ⑦介護シート
- 上限額
 - 要介護5の方：75,000円 それ以外の方：54,000円
 - ※介護度は、平成31年4月1日を基準日とします。
 - ※身体障害者等級1級、指定難病、障害者支援区分6、療育手帳マルAの方は、介護5と同等とします。
 - ※宅配事業を併用の方は、上の金額から宅配利用額を差し引いた額が上限となります。
- その他
 - 亡くなった方の申請は随時受け付けます。

申込み・問合せ 大子町社会福祉協議会 Tel72-2005
大字大子722番地1 大子町文化福祉会館「まいん」内

Dカフェ（認知症カフェ）を開催します

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。

認知症カフェは、セルフサービスでお茶を飲みながら、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。

認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 12月15日（日）
13：30～15：00
（受付13：15～）
- 場所 大子フロント（旧森山写真館）
- テーマ ポレポレ♪ミニライブ
- 参加費 無料
- 申込み 不要
- 主催 でくあす大子
（協賛：地域包括支援センター）

問合せ 地域包括支援センター
Tel72-1175

物忘れ（認知症）相談のお知らせ

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

- 日時 12月25日（水）
13：00～16：00
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 場所 保健センター 相談室
- 申込み 12月24日（火）までに電話等で地域包括支援センターへお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター
Tel72-1175

令和元年台風第19号の影響により被災された方へ (太田税務署・大子町からのお知らせ)

令和元年台風第19号の影響により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害により、住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除または災害減免法の適用により、令和元年分の所得税等の全部または一部が軽減される場合があります。

太田税務署及び大子町では、この災害により被害を受けた皆様を対象に、次のとおり雑損控除等の説明会を共同開催しますのでご利用ください。

雑損控除等の説明会のご案内

説明会日程	説明会会場	時間
12月18日(水)	中央公民館 講堂	9:30~12:00
		13:30~16:00
12月22日(日)	中央公民館 講堂	9:30~12:00
		13:30~16:00

※説明会(約30分)の後、個別相談会を行います。

なお、太田税務署では、上記説明会のほか事前予約制による個別の申告相談をお受けしています。

○ 事前の準備等

- 裏面の判定表に沿って、ご自身がどのケースに該当するか判定してください。
- 説明会にお越しになる方は、参考に次の書類をお持ちください。
 - 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
 - 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
 - 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
 - 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
 - 町から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書

[お問合せ先]

太田税務署 個人課税部門

住 所 常陸太田市金井町3662

電話番号 0294-72-2171(代表)

自動音声の案内に従って、次の番号を選択してください。

- 説明会に関するお問合せ・・・「2」
- 雑損控除等に関する相談・・・「1」

受付時間 8:30~17:00(土日・祝日等を除きます。)

令和元年分の雑損控除等の適用に関する判定表

令和元年台風第19号の影響により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、雑損控除または災害減免法の適用により、令和元年分の所得税等の全部または一部を軽減される場合があります。この判定表で雑損控除等の適用の対象となるかどうかをご確認ください。

次の(Ⅰ)(Ⅱ)いずれか(または両方)に該当しますか？

(Ⅰ)

雑損控除

次の計算の結果、①または②のいずれか(または両方)に金額がありますか？(0またはマイナスは該当しません。)

住宅及び家財等 ^(※1) の損失額	－	保険金等で補填される金額	－	所得金額の10分の1	= ①
損失額のうち災害関連支出 ^(※2) (災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用等)					－ 5万円 = ②

※1 雑損控除の対象となる「主な資産」

住宅、門、塀、家財(家具、什器、衣類、書籍、家電品、1個または1組の価格が30万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品等)、車両、墓石等

※2 雑損控除の対象となる「災害関連支出」

イ 被災資産の取壊し、除去のための支出

ロ 被災資産を使用できるようにするための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した①土砂その他障害物を除去するための支出、②原状回復のための支出(被災資産の損失額に相当する部分を除きます。)、③損壊防止のための支出

(注) 原状回復の支出は、住宅の修繕費用(住宅の損失相当額を除きます。)などが該当します。

ハ 被害の拡大・発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

(Ⅱ)

災害減免法

住宅または家財に受けた損害額が、その価額の2分の1以上、かつ、令和元年分の所得金額が1,000万円以下ですか？

はい

給与等の支払いを受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか？

※ 源泉徴収票等の「源泉徴収税額」欄を確認してください。

いいえ

確定申告が必要な方ですか？

※雑損控除等を適用する前で判定してください。

はい

いいえ

確定申告することで、所得税等が還付となる場合や所得税等の全部または一部を軽減することができる場合がありますので、説明会にご出席ください。

※ 説明会以外でも事前に相談日時等を予約した上で、個別の申告相談をお受けしています。

原則として、申告手続は必要ありません。

※ 申告手続が必要ない場合でも、雑損控除の金額について、その年分の所得から控除し切れない金額がある場合は、確定申告することにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

いいえ

新入学児童生徒の入学準備金について

町では、経済的な理由により、就学困難と認められる児童生徒に対し、学校で必要となる費用の一部を支援する就学援助を行っています。

つきましては、新入学児童生徒の保護者に対し、入学前に学用品や通学用品などを購入するための費用を支援する、入学準備金の支給を行いますので、希望する場合は次のとおり申請をお願いします。

- 申請者 生活保護に準ずる程度に生活困難と認められる世帯で、申請時、入学時とも町内に住所を有し、大子町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
ただし、令和元年度に就学援助の認定を受けている方は手続不要です。
- 申請期間 令和2年1月7日（火）～2月14日（金）8：30～17：15
※土日・祝日を除く。
- 申請場所 中央公民館2階 教育委員会事務局 学校教育担当
令和2年度新中学1年生は、在学中の小学校でも提出が可能です。
- 提出書類 申請書、申請者（保護者）の振込口座の写し、申請要件の確認できる証明書等の写し
- その他 申請書は、町ホームページでダウンロードできます。また、在学中の小学校、教育委員会事務局学校教育担当で配布します。

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 Tel 79-0170

図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

図書館「プチ・ソフィア」では、無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。

休館日は毎週月曜日と木曜日です。開館時間は午前10時から午後6時までです。

●新しく入った本

▽一般書

- 「日本への警告 米中朝鮮半島の激変から人とお金の動きを見抜く」ジム・ロジャーズ著
- 「夫のトリセツ」黒川伊保子著
- 「ケーキの切れない非行少年たち」宮口幸治著
- 「イラストでわかる疲れないカラダの使い方図鑑」木野村朱美著、中村知史画
- 「人を乞う」あさのあつこ著
- 「ライオンのおやつ」小川糸著
- 「人間」又吉直樹著
- 「大人の流儀9 ひとりで生きる」伊集院静著

▽児童書

- 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂12」廣嶋玲子作
- 「じゃない！」チョーヒカル作

※年末年始の休館は、令和元年12月29日（日）から令和2年1月3日（金）までです。令和元年12月15日（日）から令和元年12月28日（土）まで特別貸出として1人10冊まで貸し出します。どうぞ御利用ください。

※ホームページで図書館「プチ・ソフィア」の蔵書が検索できます。

<http://www.lib-eye.net/daigo/>

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 Tel 72-6123



町税等の減免について

令和元年台風第19号により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害により被害に遭われた方には、令和元年度の町税等（10月12日以降に納期限が到来するものに限ります。）について次のとおり減免措置があります。

なお、これらの減免措置を受ける場合には、原則として災証明が必要となります。

●町民税の減免

- (1) 納税義務者が次の事由に該当することとなった場合

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	10分の10
生活扶助を受けることとなった場合	10分の10
障害者となった場合	10分の9

- (2) 納税義務者が居住する住宅が災害により損害（損害の額が住宅の価格の10分の3以上）を受けた場合

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下であるとき	2分の1	10分の10
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

- (3) 納税義務者の事業収入等の減少（前年の事業収入等の額の10分の3以上）が見込まれる場合

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

問合せ 税務課 Tel 72-1116

●固定資産税の減免

- (1) 土地が被害（陥没や流失など）を受けた場合

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

- (2) 家屋が被害を受けた場合 【申請不要】

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊と判定されたとき	10分の10
大規模半壊と判定されたとき	10分の6
半壊と判定されたとき	10分の4

(3) 償却資産が被害を受けた場合

損害の程度	軽減又は免除の割合
廃棄又は復旧不能のとき	10分の10
修理費が評価額の10分の6以上であるとき	10分の8
修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

問合せ 税務課 Tel 7 2 - 1 1 1 6

●国民健康保険税の減免

(1) 居住する住居が被害を受けた場合 【申請不要】

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊と判定されたとき	10分の10
大規模半壊と判定されたとき	2分の1
半壊と判定されたとき	2分の1

※その他、死亡等の場合や事業収入等の減少が見込まれる場合において、町民税と同様の減免措置があります。

問合せ 町民課 Tel 7 6 - 8 1 2 5

●介護保険料の減免

(1) 居住する住居が被害を受けた場合 【申請不要】

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊と判定されたとき	10分の10
大規模半壊と判定されたとき	2分の1
半壊と判定されたとき	2分の1

※その他、死亡等の場合や事業収入等の減少が見込まれる場合において、町民税と同様の減免措置があります。

問合せ 福祉課 Tel 7 2 - 1 1 3 5

●し尿処理手数料・浄化槽清掃手数料の免除 【申請不要】

損害の程度	軽減又は免除の割合
台風第19号の被害に伴いくみ取りを実施したとき	10分の10

問合せ 衛生センター Tel 7 2 - 3 0 7 6

●水道料金の減免 【申請不要】

損害の程度	軽減又は免除の割合
「り災証明書（住家）」の発行を受けたとき	11月又は12月に検針を行った水道料金（2か月分）を1回に限り減免
「り災証明書（事業所用）」の発行を受けたとき	11月又は12月に検針を行った水道料金（2か月分）について、過去3回分の水道使用量の平均を超過した分の料金を1回に限り減額

問合せ 水道課 Tel 7 2 - 2 2 2 1

●申請の方法

減免申請書に必要事項を記入の上、各問合せ先まで申請してください。

なお、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び水道料金の減免において、家屋（住居）に被害を受けた場合で、かつ、り災証明書で半壊以上（水道料金については一部損壊以上）の判定を受けた場合には、明らかに減免要件に該当すると認められますので、減免申請書による申請は不要です。し尿処理手数料・浄化槽清掃手数料についても、申請は不要です。

大子町職員（保健師）採用選考試験の御案内

令和元年度大子町職員採用選考試験を次により実施します。

●試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
保 健 師	1人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有している人又は令和2年3月31日までに取得見込みの人

●試験方法 作文試験及び口述試験

●試験日時 令和2年1月24日（金）

●試験会場 大子町役場

●申込用紙の請求

申込用紙は、役場総務課窓口、郵便又は電子メールで請求してください。町ホームページからダウンロードすることもできます。

●受付期間等

令和2年1月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（令和元年12月30日（月）から令和2年1月3日（金）まで及び土日・祝日を除く。）

●その他 詳しくは、総務課で配布している募集案内又は町ホームページを御覧ください。

問合せ 総務課秘書職員担当 Tel 72-1113

大子町教育振興大会を開催します

教育関係者の表彰、「ストップいじめ絆づくりプロジェクト」及びお囃子の発表を行う「令和元年度大子町教育振興大会」を開催します。お誘い合わせの上、ぜひ御来場ください。

- 日 時 12月25日（水）
9：00 受付開始 9：30 開会
10：40 アトラクション「ストップいじめ絆づくりプロジェクト」発表
11：15 お囃子の発表 11：50 閉会、記念撮影

●場 所 文化福祉会館「まいん」 文化ホール

●入 場 料 無 料

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 Tel 79-0170

ひきこもり家族教室のお知らせ

- 日 時 毎月第4水曜日 14：00～15：30
（令和元年：12月25日 令和2年：1月22日、2月22日、3月25日）

●場 所 茨城県ひたちなか保健所 常陸大宮支所 （常陸大宮市姥賀町2978-1）

●内 容 フリートークを中心とし、ひきこもりを理解するための学習の場を持つ。

▽主な内容

フリートーク、コミュニケーション技法等

●対象者 ひきこもり者を持つ家族等

申込み・問合せ

茨城県ひたちなか保健所保健指導課

Tel 029-265-5647

「大子町が好き 議員と話そう会」

中止のお知らせ

令和元年台風第19号の影響により延期を検討していました「大子町が好き 議員と話そう会」につきましては、復旧状況を鑑み中止としましたのでお知らせします。

今後も議員一人一人が、議員活動において町民の皆さんの声を町政に反映していくよう努めますので、御理解をお願いします。

問合せ 議会事務局 Tel 72-1115